

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、<u>同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>8～11 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～28 [略]</p> | <p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の規定により職員 <u>（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）</u>を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員 <u>の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8～11 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～28 [略]</p> |

29 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成26年4月から平成27年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の25

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（知事が定める職員を除く。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の15

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。